

## 公用文等における日本人の姓名のローマ字表記について

〔 令和元年 10 月 25 日 〕  
〔 関係府省庁申合せ 〕

グローバル社会の進展に伴い、人類の持つ言語や文化の多様性を人類全体が意識し、生かしていくことがますます重要となっており、このような観点から、日本人の姓名のローマ字表記については、「姓一名」という日本の伝統に即した表記としていくことが大切である。

したがって、今後、各府省庁が作成する公用文等において、日本人の姓名をローマ字表記する際は、原則として「姓一名」の順で表記することとし、下記のとおり取り扱うこととする。

なお、本件の対応に当たりシステムの改修を要するなど、特別の事情がある場合は、当分の間これによらなくてもよい。

## 記

- 1 各府省庁が作成する公用文等における日本人の姓名のローマ字表記については、差し支えのない限り「姓一名」の順を用いることとする。
- 2 各府省庁が作成する公用文等のうち、次のものを対象とする。なお、国際機関等により指定された様式があるなど、特段の慣行がある場合は、これによらなくてもよい。
  - (1) 各行政機関が保有する外国語（英語等）のウェブサイト、ソーシャルメディア
  - (2) 外国語（英語等）で発信する文書（二国間・多数国間の共同声明等、白書、基本計画、戦略、答申）
  - (3) 我が国及び各行政機関が主催する会議（公開）における名簿、ネームプレート等
  - (4) 外国語（英語等）の文書（書簡、国際機関・相手国などに対し我が方立場を説明する資料、その他の原議書による決裁を要する文書）
  - (5) 外国語（英語等）による行政資料等
  - (6) 我が方大使の信任状・解任状の英仏語訳
  - (7) 交換公文等の署名欄、国際約束の署名権限委任状の英仏語訳
- 3 各府省庁が作成する公用文等において日本人の姓名をローマ字表記する際に、姓と名を明確に区別させる必要がある場合には、姓を全て大文字とし（YAMADA Haruo）、「姓一名」の構造を示すこととする。

- 4 地方公共団体，関係機関等，民間に対しては，日本人の姓名のローマ字表記については，差し支えのない限り「姓一名」の順を用いるよう，配慮を要請するものとする。
- 5 上記の内容は，令和2年1月1日から実施するものとする。ただし，各府省庁において対応可能なものについては，実施日前から実施することができる。

公用文等における日本人の姓名のローマ字表記に関する関係府省庁連絡会議の  
開催について

〔令和元年9月18日〕  
〔関係府省庁申合せ〕

- 1 令和元年9月6日閣僚懇談会における文部科学大臣の発言を踏まえ、政府の作成する公用文等において日本人の姓名をローマ字により表記する際に、原則として「姓一名」の順で表記することについての具体的な取扱いを制定するため、公用文等における日本人の姓名のローマ字表記に関する関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
- 2 連絡会議の構成は、別紙のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 3 連絡会議の庶務は、内閣官房の協力を得て、文化庁において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(別紙)

|        |  |
|--------|--|
| 議長     | 内閣官房副長官補（内政担当）<br>内閣官房副長官補（外政担当）   |
| 副議長    | 文化庁次長  |
| 構成員    | 内閣官房内閣審議官（内閣総務官室）<br>内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）<br>内閣法制局長官総務室総務主幹<br>人事院事務総局総括審議官<br>内閣府大臣官房長<br>宮内庁長官官房審議官<br>公正取引委員会事務総局官房総括審議官<br>警察庁長官官房長<br>金融庁総合政策局総括審議官<br>消費者庁次長<br>復興庁統括官<br>総務省大臣官房長<br>法務省大臣官房長<br>外務省大臣官房長<br>財務省大臣官房長<br>文部科学省大臣官房長<br>厚生労働省大臣官房長<br>農林水産省大臣官房長<br>経済産業省大臣官房長<br>国土交通省大臣官房長<br>環境省大臣官房長<br>防衛省大臣官房長 |
| オブザーバー | 衆議院事務局庶務部長<br>参議院事務局庶務部長<br>国立国会図書館総務部長<br>最高裁判所事務総局総務局長<br>会計検査院事務総局次長  |